

## 徳島県パートナーシップ宣誓制度の導入について

1 目的

全ての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現を目指し、一方又は双方が性的マイノリティである者のパートナーシップを尊重する制度として、徳島県パートナーシップ宣誓制度を導入する。

2 制度概要

一方または双方が性的マイノリティである者が、互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを、知事に対し宣誓し、宣誓された内容に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カードを交付する。

※別添「徳島県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）」に基づき実施

3 開始時期

令和6年4月1日から

4 対象者の要件

次のすべてに該当する、一方または双方が性的マイノリティの者が対象

- (1) 双方がともに成年に達していること
- (2) 一方又は双方が徳島県内に住所を有し、又は3か月以内に徳島県内への転入を予定していること
- (3) 双方がともに配偶者を持たず、又は他にパートナーシップの関係にないこと
- (4) 双方が近親者でないこと（ただし養子縁組により当該関係になった者を除く）

5 宣誓の方法

- (1) 必要書類の提出（郵送又は手渡し）
- (2) 本人確認
- (3) 宣誓書受領証及び受領カードの交付

6 子に関する届け出

生計を同一とする未成年の実子及び養子を宣誓書に記載することができる。

7 受領証により利用できる行政サービス（例）

県営住宅入居の申し込み  
県立病院における面会  
身体障がい者等に対する自動車税の減免 など

8 今後のスケジュール

令和6年1月～ 市町村への周知、県民への広報

4月 「徳島県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」施行